21世紀のたかた（あした）

高田郡六町合併協議会だより

2002
12月号
Vol.7
2002年12月13日発行

“来んさい！しんさい！はじけんさい！”全国から16チーム約300人の参加で開催された、「第15回全国スポレク祭『スポレク広島2002』壮年サッカー」（吉田町）

6町の人口・世帯数

住民基本台帳調べ　（平成14年10月31日現在）

町　名	人　口（人）			世帯数（世帯）
	男	女	計	
吉田町	5,641	5,947	11,588	4,544
八千代町	2,033	2,189	4,222	1,536
美土里町	1,684	1,845	3,529	1,173
高宮町	2,222	2,400	4,622	1,801
甲田町	2,850	3,160	6,010	2,146
向原町	2,255	2,563	4,818	1,833
6町合計	**16,685**	**18,104**	**34,789**	**13,033**

CONTENTS

●合併協議会の動き……2～5
●協定項目確認状況……5
●各町はいま……6

合併協議会の動き

第8回合併協議会を開催

11月22日、吉田共同福祉会館2階多目的ホールにおいて、第8回合併協議会を開催しました。

協議、及び提案の内容は次のとおりです。

協議事項（継続協議分）

協議第6号の2
新市の名称について

新市の名称については、新市名称候補選定小委員会の選定した3作品（①安芸高田、②高田、③安芸たかた）の中から1点を決める協議を行いましたが、さらに慎重な審議が必要との意見が出され、継続協議となりました。

協議事項（確認分）

協議第2号の2
新市建設計画（その1）について

新市建設計画（その1）について、次のとおり確認されました。なお、新市建設計画（素案）については、骨子であり、詳しい内容については、新市建設計画全体が協議会で確認された後、報告します。

新市建設計画（素案）の要旨

1. 序　論
　合併の必要性・計画策定の方針
2. 新市の概況
　新市の概況・地域の課題とポテンシャル
3. 主要指標の見通し
4. 新市建設の基本方針
　新市建設の基本理念・新市の将来像・新市建設の基本方針・土地利用及び地域構造・地域別整備の方針

協議第35号の2
公社・第三セクター等の取扱い（その1）について（継続協議）

公社・第三セクター等の取扱い（その1）について、次のとおり確認されました。

(1)吉田町土地開発公社及び甲田町土地開発公社については、所有する財産を向原町土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散する。向原町土地開発公社については、新市の土地開発公社として存続するものとする。

(2)㈶吉田町地域振興事業団、㈶八千代町開発公社及び㈶中国自転車振興センターについては、その出資金を新市に引き継ぐ。なお、㈶八千代町開発公社及び㈶中国自転車振興センターについては、合併までに統合するよう努める。

(3)第三セクターについては、合併時の出資金全額を新市に引き継ぎ、必要な支援については、新市において調整する。なお、㈱八千代町公益企画については、合併までに解散する。

協議第44号の2
下水道事業の取扱いについて（継続協議）

下水道事業の取扱いについて、次のとおり確認されました。

下水道事業の取扱いについては、新市建設計画に基づき計画的に実施する。継続事業については、新市においても引き続き実施する。

(1)受益者負担金については、合併後3年間は各町の例により、その後2年間で吉田町の例により調整を図る。

(2)使用料については、合併後2年間は各町の例により、3年目に吉田町の例により調整を図る。

(3)新市における受益者負担金及び使用料については、事業の別によらず一元的な料金体系とする。

提案事項

協議第35号の3
公社・第三セクター等の取扱い（その2）について

(4)㈶美土里町振興公社及び㈶向原町農業公社については、いずれか一方を存続させ、新市の財団法人として移行させるものとする。

協議第48号
障害者福祉事業の取扱いについて

障害者福祉事業については、安芸たかた広域連合で諸事業を実施してきた実績を踏まえ、さらに施策の充実を図ることを原則として、次のとおり調整する。

(1)障害者福祉計画については、高田郡障害者プランを当面引き継ぎ新市において調整する。

(2)国又は県が定める事業については、現行の制度を基準に新市において調整し、実施する。

(3)安芸たかた広域連合で実施してきた事業については、新市に引き継ぎ実施する。

(4)重度心身障害者通院通所交通費助成事業及び腎臓機能障害者通院助成事業については、難病患者、知的障害者、身体障害者及び精神障害者も含めた総合的な制度を合併までに調整し、新市において実施する。

(5)障害者健康診査事業については、高田郡障害者プランに基づき、新市において早急に実施するよう努める。

(6)重度身体障害者訪問審査事業については、新市全域へサービスの拡大を図る。
(7)進行性筋萎縮症者療養等給付事業については、吉田町及び八千代町の例により、新市全域へサービスの拡大を図る。
(8)障害者住宅整備資金貸付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
(9)障害者介護手当支給事業については、合併までに調整し、新市全域へサービスの拡大を図る。

協議第49号　高齢者福祉事業の取扱いについて

高齢者福祉対策については、新市の重要な課題であり、施策を充実させることを原則として、次のとおり調整する。
(1)老人保健福祉計画については、健康づくりマスタープラン及び介護保険事業計画との整合を図りながら、新市において策定する。
(2)高齢者等の生活支援事業、介護予防・生きがい活動支援事業等介護予防・生活支援サービスについては、新市全域へサービスの拡大を図る。
(3)日常生活用具給付事業については、新市においても、国の基準に基づき引き続き実施する。
(4)日常生活用具貸与事業については、社会福祉協議会の統合に合わせ合併までに調整する。
(5)老人福祉電話貸与事業については、現在貸与している機器につき事業を継続するが、新規貸与は行わない。
(6)寝たきり老人訪問歯科診療については、当面現行どおり新市に引き継ぎ、新市において、新市全域へサービス拡大を図る。
(7)高齢者住宅整備資金貸付事業については、八千代町、美土里町、高宮町、甲田町及び向原町の例により実施する。
(8)特別養護老人ホーム百楽荘ならびに地域交流ホーム建設資金借入金利子助成については、新市に引き継ぐ。
(9)高齢者サービス総合調整推進事業については、安芸たかた広域連合において実施している事業を新市に引き継ぐ。
(10)金婚祝い金及び金婚記念品支給事業については、廃止する。
(11)敬老会については、地域の実情に応じ、社会福祉協議会あるいは地域振興団体等と調整し実施する。
(12)福祉大会については、新市では1会場で実施する。表彰規程等については、新市において調整する。
(13)敬老祝い金及び敬老祝い品支給事業については、新市において調整する。
(14)寝たきり老人等介護見舞金（手当金）支給事業については、在宅介護を支援する事業として、新市においても実施する。対象者、支給額については合併までに調整する。
(15)老人医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
(16)社団法人吉田町シルバー人材センター及び社団法人甲田町シルバー人材センターについては、新市において統合が図られるよう支援する。なお、八千代町シルバー能力活用センター、美土里町高齢者能力活用協会、高宮町高齢者能力活用協会及び向原町シルバーセンターについては、新市のシルバー人材センターに統合するよう調整する。

福祉講演会（八千代町）

協議第50号　児童福祉事業の取扱いについて

児童福祉事業については、各町でのこれまでの取り組みを踏まえ、新市においても事業の充実を図ることを原則として次のとおり調整する。
(1)児童館・放課後児童対策事業については、当面現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において事業の拡大を図る。
(2)その他児童福祉施設については、新市に引き継ぐ。
(3)乳幼児医療費支給事業については、向原町の例により実施する。

協議第51号　その他の福祉事業の取扱いについて

その他の福祉事業については、各町でのこれまでの取り組みを踏まえ、新市全域へサービスの拡大を図るよう調整する。
(1)民生・児童委員協議会については、合併時に統合する。
(2)民生委員推薦会については、新市において、民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づき新たに設置する。
(3)母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事業、父子家庭等援護事業及び児童扶養手当支給事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
(4)ひとり親家庭等医療費支給事業については、広島県ひとり親家庭等医療費支給条例に準じ事業を実施する。
(5)生活保護事業については、国、県の福祉制度により、新市において実施する。
(6)戦没遺族支援事業、原爆被爆者援護事業及び災害援護事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
(7)行旅死病人・行旅困窮者援

護事業については、近隣市の状況を参考に合併時までに調整する。

協議第52号
保健衛生事業の取扱いについて

保健衛生事業については、生涯をとおして健やかに暮らせるまちづくりをめざし、各町のこれまでの取り組みを踏まえ、新市の施策を充実させることを原則として調整する。

(1)保健センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお甲田町においては、「ふれあいセンターこうだ」を保健センターとして位置づける。

(2)救急医療制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(3)保健関係施策については、次のとおり調整する。

ア母子保健事業計画については、新市において策定する。

イ乳幼児健康診査事業については、4～6カ月、10～12カ月、1歳半、2歳半、3歳半及び5歳を基準年齢として実施する。

ウ母子保健指導事業・母子健康教室については、母子の健康相談及び交流の場として、公民館活動等と連携をとりながら、事業の拡大を図る。

エ健康教育事業、健康指導事業及び機能訓練事業については、国の基準に基づき実施する。

オ総合健診・老人健診事業については、当分の間現行のとおり実施し、新市において調整する。また人間ドック助成事業については、合併までに調整し、実施する。

カ歯科保健事業については、各年代（年齢）に応じた事業を引き続き実施する。

キ予防接種事業については、予防接種法（昭和23年法律第68号）及び結核予防法（昭和26年法律第96号）に基づいた接種は原則個別接種で実施する。集団接種が望ましいポリオ、ツベルクリン反応検査及びBCG接種については、保健センター及び各学校において集団接種する。

わくわく子育て教室（八千代町）

協議第53号
同和対策・同和教育事業の取扱いについて

同和対策・同和教育については、一般対策への移行を行う。新市においては、6町のこれまでの成果と国・県の方針を踏まえ、広く人権対策に関する基本指針を策定するとともに、行政機構に総合的な人権対策に関する窓口を設け、総合的・計画的に推進する。

(1)同和対策事業について

ア同和福祉援護資金・支度金給付事業及び貸付事業のうち、人材育成につながる事業については、一般対策への移行措置を講じる。生活扶助を目的とする事業及び貸付事業については、一般事業への移行もしくは廃止の方向で調整する。

イ隣保館については、国が定めた隣保館設置運営要綱（平成14年8月29日）に基づき、人権会館として広く人権相談・人権啓発の拠点としての活用を図る。

(2)同和教育事業について

ア人権啓発及び人権教育事業については、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）に基づき、新市においても積極的に推進する。

イ同和奨学金については、一般事業への移行を図り、充実させる。

協議第54号
社会教育事業の取扱いについて

社会教育事業については、新市においても学習機会・情報の提供に努め、生涯学習の振興及び生活文化の向上を図る。

(1)社会教育関係施設については、新市に引き継ぐ。

(2)公民館活動等については、原則として現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、成人式については統合して実施する。

(3)青少年育成事業については、原則として現行のとおり新市に引き継ぐ。

(4)指定文化財については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(5)図書館等の管理運営については、当面現行のとおり新市に引き継ぎ、休館日及び開館時間については新市において調整する。

(6)スポーツ行事については、原則として現行のとおり新市に引き継ぐ。

(7)学校教育施設のスポーツ開放については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(8)社会教育委員、公民館運営審議会、文化財保護審議会及び体育指導委員については、新市において設置する。なお、定数及び任期については合併までに調整する。

協議第55号
議会の議員の定数、任期等の取扱いについて

(1)新市の議会の議員の定数については、（平成15年1月1日から施行される改正後の）地方自治法（昭和22年

合併協定項目確認状況

第8回協議会（11月22日）までに確認された項目を整理しました。

項目		確認月日
Ⅰ自治体の存立に関わる基本的な事項		
1	合併の方式	6／27
2	合併の期日（方針案）	6／27
	合併の期日	
3	新市の名称（方針案）	6／27
	新市の名称	
4	新市の事務所の位置	6／27
5	財産及び債務の取扱い	6／27
6	町・字の区域及び名称の取扱い	7／25
7	事務組織及び機構の取扱い	
8	条例、規則等の取扱い	8／29
9	慣行の取扱い	7／25
Ⅱ事務事業の一元化に関わる事項		
10	議会の議員の定数、任期等の取扱い	
11	農業委員会委員の定数、任期等の取扱い	
12	地方税の取扱い	8／29
13	一般職の職員の身分の取扱い	
14	特別職の職員の身分の取扱い	
15	一部事務組合等の取扱い（その１）	8／29
	一部事務組合等の取扱い（その２）	
16	公社・第三セクター等の取扱い（その１）	11／22
	公社・第三セクター等の取扱い（その２）	
17	使用料、手数料等の取扱い	9／26
18	公共的団体等の取扱い	9／26
19	補助金、交付金等の取扱い	9／26
20	国民健康保険事業の取扱い	
21	消防団の取扱い	9／26
22	行政区の取扱い	8／29
23	各種事務事業の取扱い	7／25
23-1	姉妹都市等の取扱い	7／25
23-2	国際交流事業の取扱い	7／25
23-3	電算システム事業の取扱い	7／25
23-4	広報広聴関係事業の取扱い	8／29
23-5	納税関係の取扱い	8／29
23-6	消防防災関係の取扱い	9／26
23-7	窓口業務の取扱い	9／26
23-8	障害者福祉事業の取扱い	
23-9	高齢者福祉事業の取扱い	
23-10	児童福祉事業の取扱い	
23-11	保育事業の取扱い	10／30
23-12	その他の福祉事業の取扱い	
23-13	保健衛生事業の取扱い	
23-14	公立診療所の取扱い	10／30
23-15	ごみ収集運搬業務の取扱い	10／30
23-16	し尿収集運搬業務の取扱い	10／30
23-17	その他の環境衛生事業の取扱い	10／30
23-18	同和対策・同和教育事業の取扱い	
23-19	農林水産関係事業の取扱い	10／30
23-20	商工・観光関係事業の取扱い	10／30
23-21	建設関係事業の取扱い	10／30
23-22	水道事業の取扱い	10／30
23-23	下水道事業の取扱い	11／22
23-24	通学区域の取扱い	9／26
23-25	学校教育事業の取扱い	10／30
23-26	社会教育事業の取扱い	
23-27	地域振興施策の取扱い	9／26
23-28	社会福祉協議会の取扱い	9／26
23-29	（その他事業の取扱い）	
Ⅲ新市建設計画		
24	新市建設計画（方針案）	5／30
	新市建設計画（その１）	11／22

第９回協議会

■日　時　**12月26日(木)**
午後1時30分より

■場　所　**吉田町中央公民館**
2階　講堂

法律第67号）第91条第７項により22人とする。

(2)前記にかかわらず、６町の議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）第７条第１項第１号の規定を適用し、平成17年４月30日まで引き続き新市の議会の議員として在任する（合併豆知識②参照）。

協議第56号
農業委員会委員の定数、任期等の取扱いについて

(1)農業委員会については、合併時に統合するものとし、新市の農業委員会の選挙による委員の定数については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第７条第１項及び同法施行令第２条の２の規定により、30人とする。

(2)農業委員会の選挙については、農業委員会等に関する法律第10条の２第２項及び同法施行令第５条の規定を適用し、当分の間３つの選挙区を設け実施する。

(3)前記(1)及び(2)にかかわらず、農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）第８条第１項第１号の規定を適用し、平成16年８月31日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

協議第57号
第９回合併協議会日程について

第９回の合併協議会は、次により開催する。

日時　12月26日(木)
　　午後１時30分～

場所　吉田町中央公民館
　　２階　講堂

なお、協議第35号の３から第56号までについては、次回の協議会で協議されます。

合併豆知識②

「議会議員の在任特例制度（市町村の合併の特例に関する法律第７条関係）」って、何？

高田郡６町のような新設合併の場合には、合併関係市町村の議会議員で合併市町村の議会議員の被選挙権を有することとなる者について、最長で２年以内の間、合併関係市町村の協議により、引き続き合併市町村の議会議員として在任することが認められています。

なお、この在任特例制度は、以下の理由などにより合併市町村で選挙を行わずに議会議員の在任を認める例外的な措置です。

①合併前後の過渡期の予算編成、市町村建設計画の事業執行状況を合併調整に熟知した議員が責任を持って審議し、最大２会計年度、市町村建設計画の実効性を高めていくことが望ましい。

②現議員は、概ね現市町村内の各地区から選出されており、合併後の過渡期に地域の声を届けやすい。

高田郡六町合併協議会だより
12月号 Vol.7
平成14年12月13日発行

関係会議開催状況

11月

1日　第８回幹事会
7日　土木建築部会
7日　企画部会
11日　戸籍・住民部会
18日　総務部会
21日　税務部会
22日　第８回合併協議会
28日　戸籍・住民部会
28日　総務部会

第８回合併協議会

ようこそ 視察訪問

視察・訪問がありました。

●11月25日(月)
青森県上北郡町村会

●11月27日(水)
北海道有珠郡壮瞥町議会
岡山県赤磐郡山陽町議会

北海道有珠郡壮瞥町議会

各町はいま No.5

吉田町

マイクロバス2台、寄贈される

さる、10月30日、吉田町社会福祉協議会からマイクロバス２台が吉田町に寄贈されました。町福祉協議会福田会長からバスのキーを受け取った浜田町長は「寄贈いただいたバスを使って、福祉・教育・行政全般にわたって充実した施策の展開を図りたい」とあいさつ。「ふれあい号」と名づけられた福祉バスは、「いきいきふれあいホーム事業」「保育所・幼稚園・小中学校の校外活動」など、吉田町の地域福祉等の向上を目的として寄贈され、町では運行をシルバー人材センターへ委託して、有効活用する予定です。

八千代町

食は生活の基本です（八千代町学校給食センター）

当給食センターでは特色ある米飯給食を行っています。主食、主菜、副菜をバランスよく組み合わせよりよい食生活への学習を深めるリクエスト給食やバイキング給食など大人気です。今年は職場体験学習として八千代中学校３年生２名を受け入れました。生徒は５日間、調理現場での実習や栄養士の仕事にも挑戦。小・中９年間学んできた食に対する学習のまとめとして１週間分の献立メニューを作成。すばらしいメニューは実際の給食に取り入れられました。また、今年度給食センターは『学校給食文部科学大臣表彰』を受賞しました。

美土里町

ひろしま神楽グランプリ2002 in神楽ドーム

11月23日（土）、美土里町神楽門前湯治村神楽ドームで、「第４回ひろしま神楽グランプリ2002」が開催されました。この大会は、昨年10月後半から今年の10月前半までの間に、各地の競演大会で優秀な成績を収めた神楽団がその年のグランプリを競う大会です。新舞、旧舞それぞれ５団体、特別出演で３団体が出場しました。この大会を見届けようと会場には2,500人を超える観客が集まりました。新舞の部では、美土里町の横田神楽団が４年連続４回目の受賞、旧舞の部では加計町の川北神楽団が１年ぶり３回目の受賞に輝きました。

次回で高宮町・甲田町・向原町の「いま」を掲載します

■発行 高田郡六町合併協議会／編集 総務第一グループ
■http://www.akitakata.jp/gappei/
■E-mail:tagappei@juno.ocn.ne.jp

〒731-0521　広島県高田郡吉田町常友1564-2
TEL：0826-47-4021　FAX：0826-42-1003

この広報誌は環境にやさしいR100（古紙配分率100%）の再生紙と、植物性大豆油インキを使用しています。